

**第 7 回  
出雲地区合併協議会**

**会議資料**

**未来と古代が響き合う  
日本のふるさと出雲の國づくり**

日 時：平成 15 年 8 月 1 日（金）午後 3 時 00 分

場 所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室



### 出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	西尾理弘	三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	萬代宣雄	西田郁郎
平 田 市	長岡秀人	常松吉幸	日野恵行	原田清造	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	立花禎也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	小川峰夫	木村槇江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介 [ 島根県立大学総合政策学部教授 ] 吉原弘次 [ 島根県出雲総務事務所長 ]		

会長、 副会長

### 出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
斐川町	古川君和
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

### 各市町合并担当部課長名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	妹尾克彦	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課合併推進室長
斐川町	富岡俊夫	斐川町 参事
	高田茂明	斐川町ふるさとデザイン課合併推進室長
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
多伎町	石飛正登	多伎町総務課長
	森脇悦朗	多伎町総務課地域振興室長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

### 出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町	備考
事務局長	山田俊司	出雲市	総括
参 与	柴田政樹	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
計画班長	建部敏紀	斐川町	新市建設計画、財政計画関係
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総 務 班	長廻修一	出雲市	
計 画 班	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班	林 辰昭	出雲市	
	金築教治	平田市	
調整2班	原 康正	平田市	
調整3班	小村裕二	斐川町	

## 第7回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成15年8月1日（金）午後3時～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 出雲地区合併協議会委員等の変更について
- 4 会議録署名委員の指名について
- 5 議事

### (1) 報告事項

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| 報告第32号 | 第1小委員会報告について        |
| 報告第33号 | 第2小委員会報告について        |
| 報告第34号 | 第3小委員会報告について        |
| 報告第35号 | 新市議会制度検討小委員会報告について  |
| 報告第36号 | 新市名称・庁舎検討小委員会報告について |

### (2) 議案事項

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 議案第25号 | 新市の事務所の位置について（協議第4号）               |
| 議案第26号 | 地方税の取扱いについて（協議第17号）                |
| 議案第27号 | 各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて（協議第19号）     |
| 議案第28号 | 各種事務事業（保健事業関係その2）の取扱いについて（協議第20号）  |
| 議案第29号 | 各種事務事業（高齢者福祉関係その1）の取扱いについて（協議第21号） |
| 議案第30号 | 各種事務事業（水産関係その1）の取扱いについて（協議第23号）    |

議案第 31 号 各種事務事業（都市計画関係その 1）の取扱いについて（協議第 24 号）

（3） 協議事項

協議第 25 号 新市の名称について

協議第 26 号 慣行の取扱いについて（第 1 小委員会付託）

協議第 27 号 各種事務事業（国内・国際交流関係）の取扱いについて（第 1 小委員会付託）

協議第 28 号 各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについて（第 1 小委員会付託）

協議第 29 号 介護保険事業の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

協議第 30 号 各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

協議第 31 号 各種事務事業（環境関係その 1）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

協議第 32 号 各種事務事業（人権・同和関係）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

協議第 33 号 各種事務事業（文化・スポーツ関係その 1）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

協議第 34 号 各種事務事業（学校教育関係その 1）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

協議第 35 号 各種事務事業（農林関係その 2）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

協議第 36 号 各種事務事業（観光商工関係その 1）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

協議第 37 号 各種事務事業（建設関係その 1）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

(4) その他

## 6 閉 会

今後の開催日程について

第8回：平成15年8月22日（金）午後3時～ 出雲交流会館 多目的室

## 出雲地区合併協議会委員等の変更について

### (1) 出雲地区合併協議会委員の変更

#### 【変更前】

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	西尾理弘	三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	石飛 博	西田郁郎
平 田 市	長岡秀人	常松吉幸	日野恵行	伊路見節夫	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	立花祺也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	小川峰夫	木村槇江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介 [ 島根県立大学総合政策学部教授 ] 吉原弘次 [ 島根県出雲総務事務所長 ]		

会長、 副会長

#### 【変更後】

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	西尾理弘	三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	萬代宣雄	西田郁郎
平 田 市	長岡秀人	常松吉幸	日野恵行	原田清造	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	立花祺也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	小川峰夫	木村槇江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介 [ 島根県立大学総合政策学部教授 ] 吉原弘次 [ 島根県出雲総務事務所長 ]		



(2) 小委員会委員の変更

第1小委員会

【変更前】			【変更後】	
	氏 名	⇒	氏 名	
出 雲 市	石 飛 博		萬 代 宣 雄	

第3小委員会

【変更前】			【変更後】	
	氏 名	⇒	氏 名	
平 田 市	伊 路 見 節 夫		原 田 清 造	

新市議会制度検討小委員会

【変更前】			【変更後】	
	氏 名	⇒	氏 名	
平 田 市	伊 路 見 節 夫		原 田 清 造	

(3) 幹事の変更

【変更前】			【変更後】	
	氏 名	⇒	氏 名	
湖 陵 町	中 島 康 男		山 根 貞 守	

第7回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第7回	湖陵町	大社町
氏名		

**報告第 32 号**

第 1 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会  
会長 西 尾 理 弘

第 1 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 5 回及び第 6 回第 1 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

## 第5回 第1小委員会開催内容

1. 日時：平成15年7月4日（木）15:00～17:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 協議第17号：地方税の取扱いについて
    - ・調整原案に至った経過説明、質疑応答を行い原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。
  - (2) 協議第18号：各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて
    - ・継続協議

## 第6回 第1小委員会開催内容

1. 日時：平成15年7月25日（金）13:00～15:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 新市建設計画について
    - ・新市建設計画の重点プロジェクト、主要施策の原案について意見交換、協議を行った。今後、継続して協議を行っていく。
  - (2) 合併協定項目18「地方税の取扱いについて」
    - ・前回の小委員会で、原案のとおり確認された税証明手数料300円について、その判断材料の一つに第2小委員会に付託されている住民窓口手数料が300円で協議されていることがあったが、第2小委員会の協議で200円に修正することとなったため、再度協議を行い、蒸し返しの議論にならないか、他の問題への波及が心配、費用の半額程度は受益者が負担する必要があるのではないかなどの反対意見もあったが、第2小委員会の協議を踏まえ200円とする確認がなされた。

**報告第 33 号**

第 2 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会  
会長 西 尾 理 弘

第 2 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 5 回及び第 6 回第 2 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

## 第5回 第2小委員会開催内容

1. 日時：平成15年7月11日（金）10:00～12:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 協議第19号：各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて
    - ・協議にあたって、窓口手数料において200円と300円の差異のある手数料については、200円とすることで確認した。
    - ・土日サービスコーナーのあり方については、原案のとおりの方針で良い旨の確認をした。
  - (2) 協議第20号：各種事務事業（保健事業関係その2）の取扱いについて
    - ・原案のとおりの方針で良い旨の確認をした。
  - (3) 協議第21号：各種事務事業（高齢者福祉関係その1）の取扱いについて
    - ・原案のとおりの方針で良い旨の確認をした。

## 第6回 第2小委員会開催内容

1. 日時：平成15年7月25日（金）10:00～12:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 新市建設計画について
    - ・新市建設計画の重点プロジェクト、主要施策の原案について意見交換、協議を行った。今後、継続して協議を行っていく。
  - (2) 協議第19号：各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて
    - ・差異のある窓口手数料について、200円とすることで再確認をした。

**報告第 34 号**

第 3 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会  
会長 西 尾 理 弘

第 3 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 5 回及び第 6 回第 3 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

## 第5回 第3小委員会開催内容

1. 日時：平成15年7月11日（金）15:00～18:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 協議第16号：農業委員会委員の定数と任期の取扱いについて
    - ・協議すべき項目及び今後の協議の進め方を確認し、また、事務局より2市5町の農業委員会の意向調査結果について説明を受け、農業委員会の設置数及び定数について意見交換をした。
    - ・協議を進めるにあたって、2市5町の農業委員会の意見を聞く必要があるとの結論から、早期に農業委員会代表者との意見交換会を開催することを決定した。
  - (2) 協議第22号：各種事務事業（農林関係その1）の取扱いについて
    - ・継続審議
  - (3) 協議第23号：各種事務事業（水産関係その1）の取扱いについて
    - ・付託を受けた事務事業について、個々に調整内容を協議し、原案のとおり調整方針で良い旨を確認した。
  - (4) 協議第24号：各種事務事業（都市計画関係その1）の取扱いについて
    - ・都市計画区域及び用途地域の区域設定と都市計画マスタープランについて、新市建設計画との整合性が図られることを確認し、原案のとおり調整方針で良い旨を確認した。

## 第6回 第3小委員会開催内容

1. 日時：平成15年7月25日（金）15:00～17:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 新市建設計画について
    - ・新市建設計画の重点プロジェクト、主要施策の原案について意見交換、協議を行った。今後、継続して協議を行っていく。
  - (2) 協議第22号：各種事務事業（農林関係その1）の取扱いについて
    - ・前回継続審議とした項目について協議を行ったが、今回も、継続審議とすることとした。
  - (3) 協議第16号：農業委員会委員の定数と任期の取扱いについて
    - ・8月8日の第3小委員会開催に併せ、2市5町の農業委員会代表者との意見交換会を開催することを確認した。



**報告第 35 号**

新市議会制度検討小委員会について、次のとおり報告する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

新市議会制度検討小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 6 回新市議会制度検討小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

## 第6回新市議会制度検討小委員会開催内容

1. 日時：平成15年7月18日（金）10:00～15:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 各市町議会の議長との意見交換会
    - ・6月9日の意見交換会を受けて再度開催し、各市町議会の意向を報告して頂き、活発な意見交換が行われた。次回の法定協議会への小委員会案の提出に向け、今後協議する。

公務ご多忙の折、この度の2回にわたる意見交換会を開催するにあたり、各市町議会のご理解とご協力に対し感謝申し上げます。

**報告第 36 号**

新市名称・庁舎検討小委員会について、次のとおり報告する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

新市名称・庁舎検討小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 6 回  
新市名称・庁舎検討小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

## 第6回 新市名称・庁舎検討小委員会開催内容

1．日時：平成15年7月18日（金）9:00～11:00

2．場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館第1会議室

3．議題：

### （1）新市の名称について

- ・名称の公募結果を参考に、新市の名称候補選定基準に従い、地域の歴史・文化や地理的特性、市内外へのアピール度などを総合的に判断して3名称を選定し、第7回合併協議会へ報告することとした。
- ・法定協議会での名称決定方法について、意見交換を行った。

### （2）新市の事務所の位置について

- ・「合併協定項目4．新市の事務所の位置について」の調整案を確認し、本庁・支所の機能の方向性の意見を付して、第7回合併協議会に報告することとした。

平成15年8月1日

## 新市名称候補選定報告

出雲地区合併協議会

新市名称・庁舎検討小委員会

### 【選定名称】

下記のとおり

### 【選定方法】

新市の名称候補選定基準により、地域の歴史・文化や地理的特性、市内外へのアピール度など総合的に判断して3名称を選定した。

### 記

名称候補	委員による選定の理由
出雲市	<ul style="list-style-type: none"><li>・歴史と伝統がある名称で、なじみやすい。</li><li>・出雲大社、出雲神話、出雲そばなどが有名で、出雲という地名が全国的に広く認知されている。</li><li>・出雲という地名が持つ地域イメージが強く、全国へのアピール度も高い。</li><li>・広域的な地域としての慣れ親しんできた名称でもあり、合併後の地域住民が一体感を持つことができる。</li></ul>
出雲大社市	<ul style="list-style-type: none"><li>・歴史と文化の象徴、歴史的・文化的財産、ランドマークである。</li><li>・出雲大社が有名なので、場所の特定がしやすい。</li><li>・知名度が高い出雲大社を前面に押し出した全国的に例の少ない名称で、新市の知名度を上げることができるとともに、市名を全国の人に覚えてもらいやすい。</li><li>・出雲大社は縁結びの神様であり、市町村合併で良い縁を結ぶというイメージにつながる。</li></ul>
いずも市	<p>漢字表記と同様の選定理由に加え、かな表記にする選定理由として</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「イズモ」という読みは変えずに、対等合併の精神と、新しい市になることを、新しい名称としてPRする。</li><li>・子どもにも読み書きできる、わかりやすい、読みやすい表記。</li><li>・やわらかく、優しく、親しみが持ちやすいイメージ。</li></ul>

## 新市の名称について [ 名称関係 ]

- 1 新市名称の選定方法について
  - ・ 名称の選定方法について、公募方式と委員会選定方式の2方式について先進事例等の説明を受け、より住民の意向が反映できるよう、公募方式を採ることで確認した。
  - ・ 小委員会では、応募作品の中から名称候補選定基準に照らして、候補名を5点程度絞り込み、法定協議会へ報告し、協議会において名称を決定することで確認した。
- 2 名称候補選定基準について
  - ・ 第1次選定基準として法令上の名称の取扱いに合致するものを掲げ、第2次選定基準として、地域の歴史、文化にちなんだ名称、地域が地理的にイメージできる名称、地域を全国的にアピールできる名称、地域の住民が一体感を持てる名称を設定した。
- 3 名称の公募要領について
  - ・ 応募資格は、優れた候補案をできるだけ幅広く収集できるよう、全国だれでも応募。
  - ・ 募集内容は、新市の名称、提案理由とした。
  - ・ 応募方法は、一人何通でも応募できるが、同一人による同一名称は1点限りとし、応募用紙による郵送、応募箱への投函、官製はがき、ファックス、電子メール等とした。
  - ・ 公募期間は、平成15年4月18日から5月31日とした。
- 4 公募結果について
  - ・ 応募総数は9,144件(うち有効件数8,948件)で、提案名称の種類は1,118種類であった。
  - ・ 提案名称の上位は「出雲市」(2,799)、「出雲大社市」(2,419)、「いずも市」(560)、「新出雲市」(212)であった。
  - ・ 提案理由としては応募者の半数が「地域の歴史、文化にちなんだ名称」「地域を全国的にアピールできる名称」を挙げている。さらに、応募者の住所については、出雲市(46%)が最も多く、次いで県外(27%)、大社町(8%)と続いていた。
- 5 小委員会での候補案選定について
  - ・ 公募結果について、応募の多寡で選定するものではないが、応募数の多い作品はどれも選定基準に合致しているものであり、住民が納得できる名称であると思われる。
  - ・ 応募作品の中で「出雲市」「出雲大社市」が全体の6割を占めることや、当該名称の提案理由が妥当なものであることから候補として決定した。
  - ・ 「いずも市」のひらがな表記について、歴史的経過等から漢字を大切にすべきであるとの意見や読み書きが平易でなじみやすい等の意見もあった。結果として、9000件以上という多数の応募をいただいた経緯から幅広い選択肢を持つべきとの趣旨から候補として決定した。
  - ・ 合併協議会での決定方法について、事務局からの先進事例の説明を受け、候補案が3点と少数であり決定しやすいのではないかな等の意見を踏まえ、合併協議会では、全委員の意見を伺い、協議により決定されるよう確認された。

以上の審議経過から、小委員会では、「出雲市」「出雲大社市」「いずも市」の3点を候補として、法定協議会へ提案することとした。

## 新市名称・庁舎検討小委員会の審議経過 [ 名称関係 ]

会議名（開催日）	協議検討内容
第2回出雲地区合併協議会(1/31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議第3号「新市の名称について」</li> <li>小委員会で公募の可否も含めた選定方法の審議を行い、候補案をとりまとめ、協議会に置いて決定することで確認。</li> </ul>
第1回新市名称・庁舎検討小委員会(2/26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長及び副委員長の選出</li> <li>・会議運営の申し合わせについて確認する。</li> <li>・小委員会の役割について</li> <li>新市名称の選定方法（公募・委員会）の検討を行い、公募方式を採用することで確認。</li> </ul>
第2回新市名称・庁舎検討小委員会(3/14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市名称の選定スケジュールについて確認する。</li> <li>・新市名称公募要領について確認する。</li> <li>・新市名称候補選定基準について確認する。</li> </ul>
第3回新市名称・庁舎検討小委員会(4/11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市名称公募チラシ、ポスター、応募箱の作成及び設置場所について説明を受け、確認する。</li> <li>・専門家からの意見聴取については6月の小委員会で判断する。</li> </ul>
第4回新市名称・庁舎検討小委員会(5/9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市名称募集状況について、4月末現在の状況を報告。</li> <li>・周知方法の徹底について委員から意見があった。</li> </ul>
第5回新市名称・庁舎検討小委員会(6/13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市名称募集結果報告について</li> <li>・新市名称候補絞込方法について</li> </ul>
第6回新市名称・庁舎検討小委員会(7/18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市名称候補案の絞込について</li> <li>・法定協議会での名称決定方法について</li> </ul>

## 新市の事務所の位置について [ 小委員会審議報告 ]

地方自治法では事務所の位置の決定基準として「住民の利便に最も適合するように、交通の事情、他の官公署との関係等を考慮すべき」とされている。

また、出雲地区任意合併協議会においては、「合併時には出雲市の庁舎を仮の本庁舎とすること。本庁・支所方式として、既存庁舎を活用し、一体的なネットワークを形成すること。本庁舎では各行政分野の政策的な企画調整業務を行い、支所では住民生活の利便を考え、その役割・機能について総合的かつ適切に検討していく。」と確認されている。

以上を踏まえ、小委員会では下記のとおり審議した。

### 1 庁舎方式の確認について

新市における庁舎の方式について、各方式のメリット、デメリットを考慮し、検証を行った。

本庁・支所方式

- ・ 任意合併協議会での決定を踏まえる必要がある。
- ・ 将来的な合併効果（事務の効率化など）を見据えると一番一般的なスタイルである。

分庁方式

- ・ 組織機構を庁舎ごとに振り分けるのは住民サービスの観点から好ましくない。
- ・ 一体感の観点から新市になじまない。

総合支所方式

- ・ 合併後も現状とほとんど変わらないことは考えにくい。
- ・ 周辺住民への住民サービスの観点からすれば一番よい方式であるが、合併の意味が問われる。

以上の意見から、小委員会では、新市の庁舎方式については、本庁・支所方式とすることで決定した。

### 2 本庁の位置について

- ・ 出雲市が2市5町の地理的中心地であり、道路事情、公共交通機関などの交通アクセスも同様である。
- ・ 生活圏域がすでに出雲地区であり、買い物、通勤等が出雲市へ出かけることが自然となっている。
- ・ 出雲市に行政、経済、医療の拠点があり、県の出先機関も多く設置されている。

以上の意見から、地方自治法上の住民の利便性、交通の事情、他の官公署との関連等の条件を満たしている出雲市に新市の事務所を置くこととし、また現有の施設を有効活用するという観点から、現在の出雲市役所を本庁とし、その他の1市5町の庁舎を支所とすることで確認した。



### 3 庁舎建設について

- ・ 庁舎建設には多額の費用がかかり、その財源として合併特例債を使うことは住民に理解が得られないものである。
- ・ 現出雲市役所を本庁舎とした場合、物理的に狭隘であるので、借家や公共施設利用など補完施設の検討が必要となる。
- ・ 現有施設の最大限利用を図ってなお行政機能が果たせない場合は、附属建物等で対応すべきである。
- ・ 現状で対応しながら、まずは健全財政を目指すべきである。
- ・ 行政サービス機能、住民の満足度が優先する。

以上の意見から、合併後に本庁舎の建設は行わないこととし、行政サービスを維持しながら、現出雲市役所を本庁舎として有効活用し、本庁・支所の機能の方向性を踏まえて、本庁舎を補完する施設や支所となる旧市町の庁舎の有効活用が必要であるとした。

### 4 本庁・支所の機能について（方向性）

これまでの議論を踏まえて、本庁・支所の機能のあり方（方向性）について、行政側の意見聴取も行いながら、小委員会における付帯意見として下記のとおり取りまとめた。

この内容については、今後、協議項目である「組織・機構の取扱い」を具体的に検討される場合に配慮されるよう願うものである。

#### 本庁の機能

- ・ 本庁舎については、庁舎は建設せず、現有の庁舎を本庁舎として有効活用することとし、機能の拡大に伴う補完施設についても検討する必要がある。
- ・ 市域が拡大することから、住民の利便性を考慮して、本庁舎への交通アクセスに係る地域格差の是正や駐車場確保等の対策を講じる必要がある。
- ・ 本庁舎は、住民の視点からわかりやすい組織とし、市域全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務を所管する必要がある。

#### 支所の機能

- ・ 支所については、基本的に現在の庁舎を有効活用することとするが、それぞれの庁舎の現状や新市における組織体制に応じ、区域内の既存公共施設等の活用も考慮すべきである。
- ・ 支所は、住民生活の利便性の観点から、窓口業務や保健福祉業務を主として公共施設である道路、水道などの維持修繕等、住民生活に直接関わるサービスを提供すべきである。
- ・ 支所は、災害時における即時対応できる機能を持たせるべきである。
- ・ 合併により周辺部の過疎が加速しないよう、支所には地域振興施策を行う機能を置くとともに、本庁舎からより遠隔地にある支所については、機能の強化と多様化が望ましい。
- ・ 支所は、住民サービスの充実向上を図ると共に地域密着型のサービスを提供するため、ある程度地域に精通した職員を配置するなどの配慮が必要である。

## 新市名称・庁舎検討小委員会の審議経過〔庁舎関係〕

会議名（開催日）	協議検討内容
第2回出雲地区合併協議会 (1/31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議第4号「新市の事務所の位置について」 新市の事務所の位置は、小委員会で審議の上、案を作成して、協議会で決定することで確認。</li> </ul>
第1回新市名称・庁舎検討小委員会(2/26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長及び副委員長の選出</li> <li>・会議運営の申し合わせについて確認する。</li> <li>・小委員会の役割について 事務所の位置についての根拠法令や任意合併協議会で確認された事項について説明を受けた。</li> </ul>
第2回新市名称・庁舎検討小委員会(3/14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各庁舎方式について それぞれのメリット、デメリットを検証した結果、本庁・支所方式をベースとして協議することとした。</li> </ul>
第3回新市名称・庁舎検討小委員会(4/11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各庁舎方式におけるそれぞれの庁舎の基本的機能、役割分担をどうするのか検討した。</li> <li>・仮に本庁・支所方式を採用した場合、本庁舎の規模、建設の有無、補完施設の要否などについて検討した。</li> </ul>
第4回新市名称・庁舎検討小委員会(5/9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁・支所の機能の方向性について意見交換を行った。</li> </ul>
第5回新市名称・庁舎検討小委員会(6/13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁・支所方式を採用することを確認した後、本庁・支所の機能について、小委員会の意見取りまとめを行った。</li> <li>・併せて行政側の意見を踏まえることについて確認した。</li> </ul>
第6回新市名称・庁舎検討小委員会(7/18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の位置について調整案を確認した。</li> <li>・本庁・支所の機能の方向性について、行政側の意見を踏まえて、小委員会としての最終意見を確認した。</li> </ul>

**議案第 25 号**

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会  
会長 西 尾 理 弘

新市の事務所の位置について

(協議第 4 号 新市名称・庁舎検討小委員会付託)

合併協定項目 4 . 新市の事務所の位置については、次のとおりとする。

- 1 新市の事務所の位置は、出雲市今市町 1 0 9 番地 1 (現出雲市役所) とする。
- 2 現有庁舎を有効活用し、出雲市庁舎を本庁、それ以外の庁舎を支所とする。



## 議案第 26 号

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会  
会長 西 尾 理 弘

### 地方税の取扱いについて（協議第 17 号 第 1 小委員会付託）

合併協定項目 18 . 地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 税証明手数料  
(1) 市税その他公課に関する証明手数料は、合併時から 1 件について 200 円に統一する。  
(2) 租税特別措置法第 72 条（所有権保存登記）第 73 条（所有権移転登記）第 74 条（抵当権設定登記）に係る住宅用家屋証明手数料は、合併時から 1 件について 1,300 円に統一する。
- 2 督促手数料  
督促手数料は、合併時から督促状 1 通について 100 円に統一する。
- 3 個人市民税  
個人市民税の均等割の税率は、地方税法の規定により人口 5 万人以上 50 万人未満の標準税率を適用し、平成 17 年度から年額 2,500 円に統一する。所得割の税率は、現行のとおり標準税率に統一する。
- 4 法人市民税  
法人市民税の税率は、現行のとおり、均等割の税率は、制限税率（標準税率×1.2）、法人税割の税率は、制限税率の 14.7% とする。
- 5 固定資産税の税率  
固定資産税の税率は、1.5% を採用する。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、出雲市、平田市及び斐川町は、平成 17 年度から 1.5% に統一し、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町は、平成 17 年度から 5 年度間は現行のとおり 1.4%、6 年度目から 1.5% に統一する。
- 6 固定資産税の不均一課税  
固定資産税の不均一課税は、鉄道軌道整備法、半島振興法、国際観光ホテル整備法の規定により、現行の基準を継続する。

- 7 固定資産税の課税免除  
固定資産税の課税免除は、現行の基準を継続する。
- 8 軽自動車税  
軽自動車税の税率は、現行のとおり制限税率（標準税率×1.2）とする。
- 9 都市計画税  
都市計画税は、現在出雲市が都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、0.1%を適用しているが、新市においても引き続き0.1%を適用する。  
平田市、斐川町及び大社町は、都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、都市計画税を適用しておらず、その導入の是非については、佐田町、多伎町及び湖陵町も含め、平成17年度以降、新市の都市計画区域用途地域の都市計画事業計画の作成をみて検討する。
- 10 入湯税及び入湯税の課税免除  
入湯税の税率は、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から標準税率「入湯客1人1日について、150円」に統一する。  
入湯税の課税免除は、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から新たに「入湯料金1,050円（消費税込み）以下の日帰りの利用客」を加え、その基準を統一する。
- 11 納期前納付報奨金制度  
納期前納付報奨金制度は、平成17年度から対象税目は各納期に係る固定資産税及び都市計画税のみとし、交付率は0.3%、交付限度額は5万円とする。
- 12 納税組合制度  
納税組合制度は、平成17年度から廃止する。

**議案第 27 号**

各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会  
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて  
（協議第 19 号 第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 窓口手数料については、2 市 5 町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一する。  
ただし、「住民票の閲覧」の単位の取扱いについては、斐川町の例により、「身分証明（破産者、成年被後見人等）」の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。
- 2 窓口サービスのあり方については、新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ、新市において検討する。  
土日サービスコーナー及び証明書自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

参考資料：別添のとおり





# 出雲地区台合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 住民分科会 1-1

協議項目	協議細目										調整の具体的な内容				
	各種事務事業(窓口業務関係)の取扱い		出雲市		平田市		斐川町		多伎町			湖陵町		大社町	
調整の方針	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	
1. 窓口手数料 2市5町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一する。ただし、「住民票の閲覧」の単位の取扱いについては、斐川町の例により、身分証明(破産者、成年被後見人等)の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。 2. 窓口サービスのあり方については、新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ新市において検討する。土日サービスコーナー及び証明書自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	戸籍事項証明(戸籍謄抄本)	1件	450	1件	450	1通	450	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450
	戸籍記載事項証明	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350
	除籍事項証明(除籍謄抄本)	1件	750	1件	750	1通	750	1件	750	1件	750	1件	750	1件	750
	除籍記載事項証明	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450
	受理証明書	1件	350	1件	350	1通	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350
	受理証明(上質紙を用いる場合)	1件	1,400	1件	1,400	1通	1,400	1件	1,400	1件	1,400	1件	1,400	1件	1,400
	届出に基づく証明書(死亡届出し等)	1件	350	1件	350	1通	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350
	住民票の写し(一部、全部)	1件	200	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
	戸籍附票の写し(一部、全部)	1件	200	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
	住民票の記載事項証明(年金書を含む)	1件	200	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
	住民票の閲覧	1世帯	200	1世帯	300	1人	300	1自治会	200	1世帯	200	1自治会	200	1地区	200
	印鑑登録証明	1件	200	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
	印鑑登録証の交付	1件	200	1件	200	1件	300	1件	無料	1件	200	無料	1件	200	
	印鑑登録証の再交付	1件	200	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
	認可地縁団体印鑑登録	無料		1件	300	無料	300	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200
認可地縁団体印鑑登録証明	1件	200	1件	200	1件	300	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	
身分証明(破産者、成年被後見人等)	1件	200	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200	
外国人登録原票記載事項証明	1件	200	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200	
自動車臨時運行許可	1件	750	1件	750	1両	750	1両	750	1件	200	1件	200	1件	200	
その他の証明	1件	200	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200	

異なる点  
 ・手数料の区分のうち、～は金額が異なる。  
 ・住民票の閲覧の徴収単位が異なる。  
 ・身分証明(破産者、成年被後見人等)の1件の取扱いは証明項目数を1件として計算。その他の市町は、原則証明書1枚を1件として計算。)

# 出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(窓口業務関係)の取扱い	協議細目	窓口業務
<b>調整の方針</b>	<p>1. 窓口手数料については、2市5町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一する。ただし「住民票の閲覧」の単位の取扱いについては、斐川町の例により、身分証明(遺産者、成年被後見人等)の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。</p> <p>2. 窓口サービスのあり方については、新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ、新市において検討する。土日サービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	<b>調整の具体的内容</b>	<p>2 土日サービスコーナー、証明書自動交付機</p> <p>窓口サービスのあり方については、新市全域わたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ、新市において検討する。土日サービスコーナー及び証明書自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
<b>調整の方針</b>	<p>1. 窓口手数料については、2市5町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一する。ただし「住民票の閲覧」の単位の取扱いについては、斐川町の例により、身分証明(遺産者、成年被後見人等)の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。</p> <p>2. 窓口サービスのあり方については、新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ、新市において検討する。土日サービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	<b>現況</b>	
	<p>2 土日サービスコーナー、証明書自動交付機(出雲市のみ実施)</p> <p>(1) 土日サービスコーナー  <b>設置目的】</b>                      市行政を市民生活上より身近なものとするともに、住民サービスの向上を図る</p> <p><b>取扱事務】</b>                      (1) 住民票の写し、戸籍謄抄本及び戸籍の附票に係る取次ぎ事務                      (2) 印鑑登録証明書、住民票の写し、年金の現況届の証明及び外国人登録原票記載事項証明書に係る即日交付事務                      (3) 所得証明書、課税証明書、納税証明書及び資産証明書に係る取次ぎ事務                      (4) 簡易な申請書、届け書の取次ぎ事務                      (5) 市政案内等に関すること</p> <p><b>開所日】</b>                      土曜日、日曜日(ただし12月30日から翌年1月4日までは除く)</p> <p><b>開所時間】</b>                      午前10時から午後5時まで</p> <p><b>場所】</b>                      シヤス工出雲店(出雲市渡橋町106番地)</p>		
	<p>(2) 証明書自動交付機(出雲市のみ実施)</p> <p><b>設置目的】</b>                      市民サービスの向上及び窓口業務の効率化を図る。</p> <p><b>設置場所】</b>                      出雲市役所(市民ホール) 設置予定箇所 出雲郵便局(H15年8月から) パルメイ出雲(H16年度以降)</p> <p><b>稼働日時】</b>                      平日 午前9時から午後5時15分まで                      休日(祝日を除く) 午前10時から午後5時まで</p> <p><b>交付する証明書】</b>                      (1) 住民票の写し(請求者及び請求者と同じの世帯に属する者に限る)                      (2) 印鑑登録証明書(請求者に係るものに限り)</p> <p><b>利用できる方】</b>                      出雲市市民カードの交付等に関する規則に規定する住民票暗証番号及び印鑑登録暗証番号の両方又はいずれか一方の登録を受けた者に限る。                      市民カードはH15年8月以降 住基カードに移行する予定。</p>		

**議案第 28 号**

各種事務事業（保健事業関係その2）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年8月1日

出雲地区合併協議会  
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（保健事業関係その2）の取扱いについて  
（協議第20号 第2小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（保健事業関係その2）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 乳幼児等医療費助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、一部負担金は、700円に統一する。
- 2 福祉医療費助成制度については、大社町の例により合併時までに調整する。



**議案第 29 号**

各種事務事業（高齢者福祉関係その１）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会  
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（高齢者福祉関係その１）の取扱いについて  
（協議第 21 号 第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（高齢者福祉関係その１）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 敬老記念事業については、次のとおりとする。  
記念品贈呈の対象は、満年齢を基準とした喜寿・米寿・100 歳以上に統一し、永年婚・三世同居は対象外とする。記念品の金額等については、新市において調整することとし、温泉の無料開放サービスなどの実施を検討する。  
式典については、新市で統一した開催は行わないが、分散しての開催について、新市において検討する。
- 2 高齢者生活福祉センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 在宅介護支援センター運営事業については、各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。



**議案第 30 号**

各種事務事業(水産関係その1)の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年8月1日

出雲地区合併協議会

会長 西尾理弘

各種事務事業(水産関係その1)の取扱いについて

(協議第23号 第3小委員会付託)

合併協定項目24.各種事務事業(水産関係その1)の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 栽培漁業地域展開事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、東西の二つの栽培漁業部会の取扱いは、新市において検討する。
- 2 市町単独補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。
- 3 沿岸漁業融資資金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に新たに制度化する。
- 4 内水面漁業振興対策事業については、平田市及び斐川町の事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、出雲市及び湖陵町の事業については、合併時に統一する。
- 5 国県事業上乗せ補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に新たに制度化する。
- 6 漁獲共済掛金助成事業については、各市町により助成割合が相違しているため、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に新たに制度化する。
- 7 漁業振興基金については、多伎町、湖陵町及び大社町は、斐伊川放水路事業に伴う補償金を基金として事業を実施しているため一本化は困難であ

り、現行のとおり特定目的基金として新市に引き継ぐ。



**議案第 31 号**

各種事務事業（都市計画関係その１）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会  
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（都市計画関係その１）の取扱いについて  
（協議第 24 号 第 3 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（都市計画関係その１）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 現行の都市計画区域及び用途地域については、新市に引き継ぎ、新たな都市計画区域の設定は、都市計画マスタープランを策定する中で検討する。
- 2 現行の都市計画マスタープランについては、新市に引き継ぎ、新市建設計画に基づき、新たに都市計画マスタープランを策定する。



## 協議第 25 号

新市の名称について、次のとおり協議する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会  
会長 西 尾 理 弘

### 新市の名称について

合併協定項目 3 . 新市の名称について、新市名称・庁舎検討小委員会で次の 3 点を名称候補として選定したので、合併協議会において名称最終選定方法を協議し、この 3 点の中から新市名称を決定する。

- ・ 出雲市
- ・ 出雲大社市
- ・ いずも市

### 参 考

協議第 3 号 ( 第 2 回合併協議会 平成 15 年 1 月 31 日 )

合併協定項目 3 . 新市の名称については、次のとおりとする。

新市の名称は、小委員会で公募の可否も含めた選定方法についての審議を行い、候補案を取りまとめ、協議会において決定する。

決定にあたっては、地域の歴史・文化や地理的特性、市内外へのアピール度などを考慮し、住民が一体感を持てる名称とする。



**協議第26号**

慣行の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年8月1日

出雲地区合併協議会  
会長 西尾理弘

慣行の取扱いについて（第1小委員会付託）

合併協定項目6．慣行の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 市章及び市民憲章  
市章については、合併時に定め、市民憲章については、新市において制定する。
- 2 市の花、木、鳥、魚及び歌  
市の花、木、鳥、魚及び歌については、新市において検討する。

参考資料：別添のとおり



## 協議第27号

各種事務事業（国内・国際交流関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年8月1日

出雲地区合併協議会  
会長 西尾理弘

各種事務事業（国内・国際交流関係）の取扱いについて  
（第1小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（国内・国際交流関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 国際友好都市交流事業  
姉妹都市及び友好都市については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 国際交流活動事業  
国際交流活動事業については、現行の事業を新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。
- 3 外国青年（国際交流員）招致事業  
外国青年（国際交流員）招致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 国内友好都市交流事業  
国内友好都市については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

参考資料：別添のとおり





**協議第 28 号**

各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについて

（第 1 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 指定金融機関

指定金融機関については、いづも農業協同組合を指定する方向で合併時までに調整する。

2 指定代理金融機関

指定代理金融機関については、斐川町農業協同組合、山陰合同銀行、島根銀行及び出雲信用組合を指定する方向で合併時までに調整する。

3 収納代理金融機関

収納代理金融機関については、鳥取銀行、島根中央信用金庫、しまね信用金庫、山陰労働金庫、みずほ銀行、島根信用漁業協同組合連合会及び日本郵政公社を指定する方向で合併時までに調整する。

参考資料：別添のとおり



**協議第 29 号**

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会  
会長 西 尾 理 弘

介護保険事業の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

合併協定項目 2 2 . 介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 介護保険事業計画

現行の各保険者の第 2 期事業計画をそのまま新市の計画とする。

2 介護保険料

（平成 16 年度）

新市の平成 16 年度（平成 17 年 1 月・2 月・3 月納期）の保険料額は、被保険者が合併の日の前日に住所を有していた各保険者の賦課保険料額とする。旧市町間で転居した場合も合併の日の前日に住所を有していた各保険者の賦課保険料額とする。2 市 5 町以外からの転入者は、転入日における各保険者の保険料額をもって賦課する。

各保険者で保有する介護給付費準備基金は、保険給付費に充てる性格上、全て新市に引き継ぐ。

（平成 17 年度）

新市での平成 17 年度保険料設定は、平成 17 年 4 月 1 日時点で住所を有していた各保険者の保険料額とする。

2 市 5 町以外からの転入者は、転入日における各保険者の保険料額をもって賦課する。

（平成 18 年度）

第 3 期介護保険事業計画に基づき、設定する。

### 3 介護保険料減免

低所得者減免を実施することとし、出雲市外6市町広域事務組合の減免要綱を参考に、介護保険制度の見直し内容を見ながら、合併時まで調整する。

### 4 介護保険システム

各市町（保険者）とも島根県介護保険事務処理システムを制度スタート時点から使っており、安定稼働している。

現在、出雲市外6市町広域事務組合に設置しているサーバ容量は、2市5町対応が可能なものであり、引き続き新市においても現システムで対応する。

新市で使用するシステムの改修については、個々の業務の整理や調整が前提であり、新市の組織体制も考慮しつつ、合併時まで調整する。

### 5 保険給付外事業

単独で行っている事業内容については、現行の事業内容を基本に、介護保険制度自体の見直し内容を見ながら、合併時まで調整する。

参考資料：別添のとおり

## 協議第 30 号

各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについて

（第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

### 1 平田市立病院事業

現在の病院が担っている地域医療での役割を踏まえ、合併までに経営の健全化・効率化の推進を引き続き行うとともに、地域リハビリテーションへの支援や女性専門外来の設置、へき地医療の支援等専門スタッフの活用など新市における有効な活用方策の検討を行いつつ、現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 2 診療所事業

いずれも医療過疎対策として存続が必要であり、現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 3 在宅当番医制度

2 市 5 町共通の事業であり、合併後も、継続して出雲医師会に委託して実施する。

### 4 休日診療所事業

出雲圏域の休日診療を担っているものであり、現行のとおり新市に引き継ぐ。

参考資料：別添のとおり



## 協議第 31 号

各種事務事業（環境関係その 1）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（環境関係その 1）の取扱いについて

（第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（環境関係その 1）の取扱いについては、次のとおりとする。

### 1 廃棄物収集区域、受入施設

廃棄物の収集区域は、合併時より 2 市 5 町全域とする。ただし、斐川町は、一部事務組合（現在は穴道町・斐川町環境衛生組合）の収集区域とする。

可燃ごみの受入施設は、既に出雲エネルギーセンターで統一されており、現行のとおりとする。

不燃ごみの受入施設は、原則として現行のとおりとする。

### 2 分別方法

分別方法は、次のとおりとし、ペットボトル、プラスチック等の取扱いについては、合併時までに検討する。

(1) 可燃ごみ

(2) 破碎ごみ

(3) 埋立ごみ

(4) 粗大ごみ

(5) 資源ごみ 飲料用空き缶 空きびん 古紙

(6) 有害ごみ 筒型乾電池 蛍光管・体温計・鏡

### 3 収集方法、収集頻度

収集方法は、ステーション（集積場）単位を基本とし、拠点回収を併せて行う方向で調整する。

収集体制、地域事情等により、これによりがたい場合は段階的に調整する。

事業系のごみについては、家庭ごみと同程度の排出量に限り収集することとし、ごみ収集手数料に格差を設ける方向で調整する。

収集頻度、排出制限については、合併時から次のとおりとするが、収集体制、地域事情等により、これによりがたい場合は段階的に調整する。

(1)可燃ごみ	週2回	1回につき4袋(個)まで
(2)破碎ごみ	月2回	1回につき4袋(個)まで
(3)埋立ごみ	月1回	1回につき4袋(個)まで
(4)粗大ごみ	月1回	1回につき4袋(個)まで
(5)資源ごみ		
飲料用空き缶	月2回	1回につき4袋(個)まで
空きびん	月1回	1回につき4袋(個)まで
古紙	月1回	制限なし
(6)有害ごみ		
筒型乾電池	月1回	制限なし
蛍光管・体温計等	月1回	制限なし

### 4 収集体制

当面現行のとおり新市に引き継ぐ。新市移行後、収集体制を統一する方向で調整する。

### 5 指定袋・指定券及び販売方法

指定袋・指定券については、合併時から規格を統一する。

販売方法並びに販売委託料については、出雲市、大社町の例により合併時まで調整する。



## 6 ごみ手数料

ごみ手数料については、合併時から次のとおりとする。

### (1) 収集ごみ家庭系手数料 (袋容量：大40ℓ、小20ℓ)

分別区分		指定袋	収集券
可燃ごみ	大	40円/枚	40円/枚
	小	20円/枚	
破砕ごみ	大	40円/枚	40円/枚
	小	20円/枚	
埋立ごみ	大	40円/枚	40円/枚
	小	20円/枚	
粗大ごみ		指定袋なし	500円/枚 1,000円/枚
資源ごみ	空き缶	大	指定券なし
		小	
	空きびん	大	指定券なし
小		5円/枚	
古紙		指定袋なし・無料	指定券なし
有害ごみ	筒型乾電池	指定袋なし・無料	指定券なし
	蛍光灯計 体温計 鏡	指定袋なし・無料	指定券なし

### (2) 収集ごみ事業系手数料 (袋容量：40ℓ)

分別区分	指定袋	指定券
可燃ごみ	100円/枚	100円/枚
破砕ごみ	100円/枚	100円/枚
埋立ごみ	100円/枚	100円/枚
粗大ごみ	直接搬入	なし
古紙	原則古紙回収業者への持ち込み。 少量の場合は拠点回収。	なし

### (3) 直接搬入手数料

出雲市外6市町広域事務組合、平田市の例により合併時に統一する。

- 7 ごみ処理業許可手数料  
出雲市、平田市の例により合併時に統一する。
- 8 し尿処理手数料（出雲市外6市町広域事務組合）  
出雲市外6市町広域事務組合が定める汚泥再生センター（仮称）の額をもって、新市の手数料とする。
- 9 し尿処理業許可手数料  
出雲市外6市町広域事務組合の金額で既に統一されていることから、現行のとおりとする。
- 10 浄化槽清掃業許可手数料  
出雲市外6市町広域事務組合の金額で既に統一されていることから、現行のとおりとする。
- 11 資源ごみ回収団体等への助成  
新市において、ごみの資源化に対する意識啓発、資源ごみ回収の手段として、合併時に新たに制度化する。
- 12 生ごみ処理機等に対する助成  
出雲市の例により合併時に統一する。  
ただし、補助対象の個数制限については、合併時まで調整する。
- 13 ステーション（収集ボックス・集積場）設置に対する助成  
補助条件等を次のとおり合併時に統一する。
- 【補助条件】 設置経費が1万円以上。  
5世帯以上が利用すること。
- 【補助金額】 5世帯 ~ 19世帯 = 補助率1/2で上限 5万円  
20世帯 ~ 29世帯 = 補助率1/2で上限15万円  
30世帯以上 = 補助率1/2で上限25万円
- 【その他】 5世帯未満の取扱いについては、地域の状況により柔軟に対応する。  
修繕経費は1万円以上を助成対象とする。

参考資料：別添のとおり

**協議第 32 号**

各種事務事業（人権・同和関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会  
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（人権・同和関係）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（人権・同和関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 人権施策基本方針

同和教育啓発基本構想等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において人権問題に関する住民意識調査の実施、関係者等の参画による策定委員会等を設置し、人権施策基本方針を策定する。

参考資料：別添のとおり



**協議第 33 号**

各種事務事業（文化・スポーツ関係その１）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（文化・スポーツ関係その１）の取扱いについて  
（第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（文化・スポーツ関係その１）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 指定文化財  
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 文化財保護審議会  
文化財保護法に基づき、新たに設置する。  
定数、任期及び委員構成等は新市において調整する。
- 3 文化財等補助金  
現行のとおり新市に引き継ぎ、文化財の状況等を踏まえ、新市において速やかに統一する。

参考資料：別添のとおり



**協議第 34 号**

各種事務事業（学校教育関係その１）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会  
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（学校教育関係その１）の取扱いについて  
（第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（学校教育関係その１）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 小学校の校区の設定  
一部で実施している選択校区制度、特認校制度及びスクールバスの運行等を含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 中学校の校区の設定  
一部で実施している選択校区制度、スクールバスの運行等を含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 校区外通学許可基準  
出雲市の例により合併時に統一する。
- 4 学校施設の整備計画  
各市町の整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

参考資料：別添のとおり





## 協議第 35 号

各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年8月1日

出雲地区合併協議会  
会長 西尾 理 弘

各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて  
（第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについては、次のとおりとする。

### 1 水田農業の振興

水田農業の推進及び米の生産調整に関する基本的方針及び支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引き継ぐ。この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。

### 2 がんばる島根農林総合事業上乘せ補助

新市に移行後、2市5町のそれぞれのニーズ、特色に合った新たな制度として再編する。

### 3 地産地消の推進事業

米消費拡大対策や各地域で行われている取り組み、事業については、新市に引き継ぐこととし、合併後新市の基本方針、施策を検討する中で推進を図る。

### 4 食のまちづくり計画

当面現行のとおり引き継ぎ、合併後、新市で条例化を含め「食のまちづくり」について検討する。

### 5 バイオマス利活用対策

各市町の現在の取り組みを新市に引き継ぎ、合併後、バイオマス利活用のあり方、その具体策等を検討する中で推進を図る。

6 特産物の振興

現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 17 年度に、地域の特産物を振興発展させる支援策を新たに制度化する。

7 野菜の価格補償制度

現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 17 年度に新たに制度化する。

参考資料：別添のとおり

**協議第 36 号**

各種事務事業（観光商工関係その１）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会  
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（観光商工関係その１）の取扱いについて  
（第 3 小委員会付託）

合併協定項目 2 4 . 各種事務事業（観光商工関係その１）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 各種のイベント事業

2 市 5 町が主催又は実行委員会等に所属する各種イベントについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において、発展性やより効果的な集客方法等を検討する。

2 イベント開催補助金

住民団体等へのイベント補助金については、現行のとおり引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。

3 コンベンション開催支援補助事業

合併時に、出雲市の例により統一する。

参考資料：別添のとおり



**協議第 37 号**

各種事務事業（建設関係その 1）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 8 月 1 日

出雲地区合併協議会  
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（建設関係その 1）の取扱いについて  
(第 3 小委員会付託)

合併協定項目 2 4 . 各種事務事業（建設関係その 1）については、次のとおりとする。

1 占用料

認定道路占用料については、合併時に道路法施行令第 19 条の 2「乙地」に準拠することとし、出雲市の例により統一する。

普通河川道路等占用料については、合併時に、道路は、認定道路占用料に準拠し、準用河川及び普通河川は、島根県流水占用料等徴収条例を準用している出雲市及び平田市の例により統一する。

なお、それぞれの占用について、減免規定及び占用料の適用時期については、合併時まで調整する。

参考資料：別添のとおり